

社会福祉法人

大蔵村社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大蔵村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条並びに第25条の規程に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員、評議員、委員が会長の招集する会議に出席したときは、報酬として一会議につき2,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員、評議員、委員が会長の招集する会議に出席したときまたは会務のため旅行したときは、旅費を支給する。この場合、大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例を準用する。ただし、同日に法人の他の業務を引き続き行った場合または他の会議に引き続き出席した場合にあっては、その業務及び会議に係る旅費は支払わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月19日より施行する。

2 役職員給与等に関する規程（昭和59年4月施行）は廃止する。